

2018年6月25日

第1617号(週刊)

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行  
TEL 0568-81-1482  
FAX 0568-81-9756  
http://kasugaiminsyo.st1.jp

## 国保・市県民税の納入通知が届いています

# 支払いが大変な人は悩まずに民商に相談しよう!

今年度の国民健康保険税と市県民税の納入通知が春日井市から届いています。国保税は6月～3月までの毎月納付、市県民税は6・8・10・1月の4回納付となっています。  
**「払えない!」と放置しないで、まずは民商へ相談を!**

中小業者の営業と暮らしはますます厳しくなっています。しかし、金額を見て「とても払えない!」と放置することは一番してはいいくないことです。放置すると財産の差押えなどの滞納処分を受けることになりかねません。

春日井民商では、各支部で相談して市との話し合いで無理のない納付をすすめています。商売や暮らしの状況をしっかりと話し合い、どのくらい払っていいのか相談の上、市役所へ話し合いにいきましょう。

### 市役所の納税相談日も活用しよう

春日井市では、「納税者の便宜を図る」ため、左表のように通常時間外にも「相談日」を設けています。「仕事が終わってから相談したい」「仕事の都合で日曜日しか時間がとれない」という人は積極的に活用しましょう。

## 市役所の時間外納税相談日

### ★日曜相談日(毎月末日曜)

時間：9～12時、13～16時  
5月と12月は、毎週日曜日に相談窓口を開いています。

### ★夜間相談日(毎週水曜日)

時間：19時まで  
ただし、水曜日が祝日の場合と12月28日～1月3日は除きます。

## 源泉所得税中間納付について

源泉所得税(給料の預り税金)は、1～6月分をまとめて7月10日(月)までに納めることになっています(納期の特例を受けている場合)。

中間納付は、1月～6月に従業員に支払った金額と預かった所得税の合計を納付書に書いて納めるだけです。年末調整と比べて作業は非常に簡単です。納める税額のない方でも納付書に「0」と書いて提出する必要があります。

わからない点があればお気軽にご相談ください。(納める税額のない方は、事務所まで納付書を持ってきてください。)

**納付期限を1日でも過ぎると、不納付加算税が課せられますので注意してください。**

## 所得税の予定納税通知が届いています

**払うのが難しい方は7月15日までに減額申請を!**

所得税の予定納税通知が届いています。予定納税とは昨年度の所得税及び復興特別所得税の申告納税額(予定納税基準額)が15万円以上の場合に、今年度の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納税するというもので、1期分は7月1日～31日の間に、2期分は11月1日～30日の間に、それぞれ予定納税基準額の3分の1の金額を納めることになっています。

業績悪化等で前年度に比べ今年度の所得税及び復興特別所得税の見積額が少なくなる人は、7月15日までに税務署に「予定納税額の減額申請書」を提出すれば予定納税額の減額を受けることができます。

予定納税も納期限を過ぎると延滞税がつきますので、払うのが難しい場合は放置せずに民商にご相談ください。

## 胃カメラ・大腸カメラへの助成はじめました!

今年度より胃カメラ検査・大腸カメラ検査を受診した会員・配偶者の方へ2,000円を助成します! 共済会への加入・未加入を問わず対象となります。健康でこそ商売繁盛です。この機会にぜひ受診してください!

今年も好評発売中!

小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円



毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀